

日本農業再生にむけた対策強化を求める意見書

いま食糧危機が全世界に広がるもと、日本と世界の食料問題の解決のために、貿易拡大一辺倒のWTO体制の見直しと食料主権の保障が緊急に求められている。

食と農業にたいする国民的な関心の高まりの中、政府・与党は、現在40%の食料自給率の50%への引き上げや、「水田のフル活用」、減反見直しなどを打ち出している。

農政の見直しは不可欠であるが、政府・与党に今日の危機を招いたことへの反省はなく、その結果、政策の中心は、WTO協定を前提にした国際競争力の強化であり、大規模化、法人化の推進、株式会社に農地利用を開放する農地制度改革など、食料と農地を営利企業にゆだねる方向になっている。これでは、消費者国民の切実な願いにこたえ、地域農業者の力を引き出すことにならないばかりか、さらなる農業の衰退を招くことは避けられず、根本的改善とは程遠いと言わざるを得ない。

農業生産を増大させることは、地域の食品、サービス業、製造業を活発にするうえで、大きな波及効果があり、地域経済活性化のためにも重要である。

したがって農業再生の基本は、あくまでも生産を担っている農家と各種協同組織、自らが農地を耕すことを望む参入者など、地域に定着する生産者を支えることに重点をおくべきである。

よって本議会は政府に対して、安心して農業に従事できる条件を整備するため、以下の対策を求めるものである。

1. 食糧自給率の向上を国政の重点課題に位置づけ、価格保障、所得補償の本格的な実施、飼料用稲を含む国産飼料の生産拡大、食品加工の振興と地産地消の推進などをすすめること。
2. ミニマムアクセス米の輸入をただちに中止するとともに、歯止めのない輸入自由化にストップをかけ、各国の主権を尊重した貿易ルールの確立に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。